**３　学校行事**

(1)　修学旅行（小中学校の修学旅行について　　　　　昭和43.３.22　昭43教学号外

　 　　　　　平成21.４.１　21教義第87号改正）

ア　実施計画書（届）の作成

(ｱ)　立案計画・事前指導は綿密に行い、要点をまとめて実施計画書〔庶様式例10－1〕を作成する。

(ｲ)　実施計画書は、市町教育委員会へ原本１部とコピー１部を提出する。なお、計画立案　　　　までの概要・事前指導等の資料があれば別に添えて提出する。（提出日は市町教育委員　　　　会の定めるところによる）

(ｳ)　旅館等環境衛生及び弁当調製所の監督についての事前依頼は、旅館・弁当調製所の所在する都道府県衛生部長あて文書で１か月前までにする。〔庶様式例11〕

　　　(ｴ)　利用する日時、旅館・弁当調製所等の予定を変更した時は、ただちに校長から旅行先の都道府県衛生部長あてにその旨を連絡する。

イ　修学旅行引率教員の取扱について

(ｱ)　修学旅行引率者の数は校長等の引率責任者１名及び次の区分による教員数を標準とする。また、このほか養護教諭等の保健関係者１名を加えることができる。

ａ　小学校

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 学級数 | １ | ２ | ３ | ４ | ５ | ６ |
| 引率者数 | ２名 | ３名 | ４名 | ５名 | ６名 | ７名 |

ｂ　中学校

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 学級数 | １ | ２ | ３ | ４ | ５ | ６ | ７ | ８ | ９ | 10 | 11 |
| 引率者数 | ３名 | ４名 | ６名 | ７名 | ９名 | 10名 | 12名 | 13名 | 15名 | 16名 | 18名 |

ｃ　特別支援学級児童・生徒が参加する場合

　　　　　　特別支援学級の児童・生徒が参加する場合は、当該特別支援学級担当教員１名を加える。なお、特別支援学級児童・生徒の実態に応じて、その実情を勘案し引率教員を増やすことができる。

※　特別支援学級の児童生徒が参加する場合は修学旅行の届〔庶様式例10－1〕に参加する特別支援学級数と児童生徒数及び特別支援学級担当教員名を記入する。

ウ　終了の報告

(ｱ)　修学旅行の終了報告は、次の場合のみ行う。

ａ　事故が発生したとき。

　　　　 ｂ 日程等に変更があったとき。

(2)　野外活動　　　　　　　（昭和44.４.25　44教体号外・平成21.４.９　21教体30号）

ア　校外において林間学習・臨海学習・集団訓練等で宿泊を必要とするものを指し、届〔庶　　　 様式例10－1〕及び事後報告については、修学旅行に準ずる。ただし、宿泊地が県内の場　　　 合、「食事等についての事前依頼書」は必要としない。

イ　野外活動の引率教員にあたる教員数は、次表を標準とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | | 林間・臨海学校等（移動教室を含む） |
| 小  ・  中  学  校 | 通常学級  のみ | 児童・生徒20人以下の場合２名、20人を超えた分15～20人の割合でさらに１名加算。ただし、児童・生徒が20名以下の場合１名加えることができる。（自然教室の場合は、養護教諭等保健関係者１名を加算） |
| 特別支援  学級＋通  常学級 | 上記の人数＋当該特別支援学級担当教員１名。  　なお、特別支援学級児童・生徒の実態に応じて、その事情を勘案して引率教員数を増やすことができる。 |
| 特別支援  学級のみ | 当該特別支援学級担当教員１名＋校長等引率責任者１名＋養護教諭等保健関係者１名。  　なお、特別支援学級児童・生徒の実態に応じて、その事情を勘案して引率教員数を増やすことができる。 |

(3)　遠足・見学等

ア　遠足・見学等を実施する場合、〔庶様式例10－2〕により７日前までに提出する。

イ　提出部数は、市町教育委員会へ原本１部とコピー１部を提出する。